

・弁護士（元高等検察庁検事）  
愛知学院大学法科大学院特任教授  
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事故など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

# 法 律 相 談

## 境界を巡る諸問題

Q：我が家は昔からこの地域の山林を代々所有しています。我が家の隣の山林を持っているAさん方でも、昔から所有していますが、お互いの土地の境界がはっきりしないのでどうにかしたいのですが。

A：まず、Aさんとの間で境界を確定し、実態に則して登記簿上の地積も更正する必要があります。境界についてAさんとの間で確定できない場合には、最終的にAさんを被告として境界確認の訴えを起すこととなります。境界確認の訴えを提起すると、裁判所は、Aさんとあなたの山林の境界線をいずれの地点を明確にした上で確定します。境界が不明な場合、確定するための資料として、①土地の登記簿謄本、②公図などが必要となります。登記簿や公図は、登記所で閲覧したり、コピーをとることができ、登記簿には、山林の所有権の移転状況などが記載されています。ただ、登記簿上の面積と実際の面積が異なる場合もあるため注意が必要です。公図とは、土地の地番や土地の区画の形、道路などが描かれたものです。あなたとAさんの山林の境界がどこなのかの見当をつけるには、公図、昔の地図、土地の現状などを重要な資料として検討するとよいでしょう。

また、この土地で古くから不動産業を営んでいる業者などに、山林取引の慣習などを聞いておくことも大切です。山の尾根や沢、目印となりそうな大木や石、当事者の過去の山林の利用状況、などが境界の目印となります。その他、各当事者が公簿上持っている山林の面積と、実際に行った測量に基づいて描かれた図面について、当事者が主張する面積と食い違っていた場合、これらの実測図についても参考資料となります。そして裁判所はこれらの資料を参考にして、境界線を確定します。

Q：私と隣のAさんは同じ地主のBさんの土地を借りています。私とAさんはBさんとの間で契約書を交わしていないだけではなく、借地の境界の目印のようなものもありません。境界をめぐる問題が起きてからでは遅いので、Aさんとの境界を明確にしたいのですが。

A：借地人であるあなたやAさんは、本来の土地の境界がどこにあるかについての、境界確認の訴えを起すことはできません。そもそも借地の境界は、あなたやAさんがBさんと交わした借地契約によってすでに決定しています。借地の境界が借地契約で示されていなくても、建物を所有するのに必要な範囲については、土地の借地契約があったと推定されるのです。

借地の境界が不明なのは、境界がないからではなく、AさんおよびBさんとの関係であなたが境界をはっきりと意識していなかったためか、あるいは境界の目印となるものを作らなかったからにすぎないのです。

しかし、境界がはっきりしていないということは、あなたが心配しているように、あなたとAさん、あるいはBさんとの間で、土地の使用権がどこまで及ぶのかについて争いを未然に防ぐためには、明確に境界を決めておく必要があります。ご質問の場合、境界が不明な状況となった原因は契約内容が不明確であったことにありますから、契約内容を明確にする必要があります。具体的には、Aさん、Bさん双方と話し合ってください。全員が得られたところで境界線を引くこととなります。Aさんとあなただけで決めたり、Bさんとあなただけで決めて、決定に参加しなかった人には効力を主張できません。あくまであなたとAさんおよびBさんとの三者間における話し合いによる合意が必要なのです。



# しかチャンネル 番組ガイド11月

(や):やすらぎテレビ (か):かがやきテレビ  
(う):うるおいテレビ (い):いきおいテレビ  
(ふ):ふれあいテレビ (み):みらいテレビ

曜日	月・水・金	火・木	土・日
時間	番組内容	番組内容	番組内容
6:00	(や)児童館だより・図書館だより	(い)能登金剛をめぐる散策PART3	(か)志賀町の文化財-第10回-
7:00	(か)志賀町の文化財-第10回-	(ふ)ぶらり志賀町の旅	(う)『火災を防ぐ「あたりまえ」を地域に!』
8:00	(み)しかチャンネルニュース	(や)児童館だより・図書館だより	(い)能登金剛をめぐる散策PART3
9:00	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	(み)しかチャンネルニュース
10:00	(う)『火災を防ぐ「あたりまえ」を地域に!』	(み)しかチャンネルニュース	(ふ)ぶらり志賀町の旅
11:00	(い)能登金剛をめぐる散策PART3	(か)志賀町の文化財-第10回-	(や)児童館だより・図書館だより
12:00	(ふ)ぶらり志賀町の旅	(う)『火災を防ぐ「あたりまえ」を地域に!』	(か)志賀町の文化財-第10回-
13:00	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース
14:00	(み)しかチャンネルニュース	(み)しかチャンネルニュース	(み)しかチャンネルニュース
14:45	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより
15:00	(や)児童館だより・図書館だより	(い)能登金剛をめぐる散策PART3	(う)『火災を防ぐ「あたりまえ」を地域に!』
16:00	(う)『火災を防ぐ「あたりまえ」を地域に!』	(ふ)ぶらり志賀町の旅	(い)能登金剛をめぐる散策PART3
17:00	(か)志賀町の文化財-第10回-	(や)児童館だより・図書館だより	(ふ)ぶらり志賀町の旅
17:45	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより
18:00	(い)能登金剛をめぐる散策PART3	(か)志賀町の文化財-第10回-	(や)児童館だより・図書館だより
19:00	(み)しかチャンネルニュース	(み)しかチャンネルニュース	(み)しかチャンネルニュース
19:30	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース
20:45	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより
21:00	(ふ)ぶらり志賀町の旅	(う)『火災を防ぐ「あたりまえ」を地域に!』	二所宮獅子舞
22:00	(や)児童館だより・図書館だより	(い)能登金剛をめぐる散策PART3	(再)志賀町の文化財-第8回-
23:00	(か)志賀町の文化財-第10回-	(ふ)ぶらり志賀町の旅	(再)志賀町の文化財-第9回-
24:00	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース
25:00	終了	終了	終了

※都合により、放送内容を一部変更することがあります。  
地上デジタル放送(091ch)のEPGでもご覧いただけます。

## ■ シリーズ志賀町の文化財

「第10回」は、『屋敷林・自然林』です。  
神代神社社叢や浄真寺境内林、雄谷家屋敷林などを  
紹介します。

## ■ 『火災を防ぐ「あたりまえ」を地域に!』

(住宅用火災警報器PR DVD)

## ■ 能登金剛をめぐる散策PART3

今回は「義経伝説」を取り上げてみました。

## ■ ぶらり志賀町の旅

レポーターが、町内の観光施設や景勝地をぶらりと  
訪ね、地元の人とふれあうたび

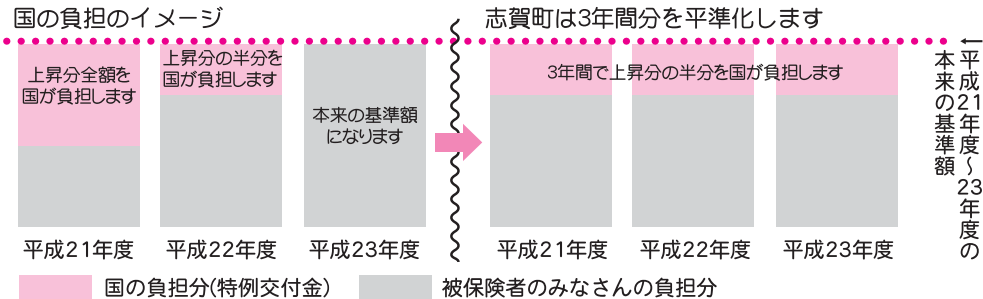
## ■ <<SCNによくある質問>>

- Q. テレビが映らなくなりました。  
A. 電源コンセントを確認してください。  
1) 家中のテレビが映らない。  
→ケーブルテレビ関連機器(P1)の電源コンセント  
などを確認してください。  
2) 1台のテレビだけが映らない。  
→そのテレビの配線や電源コンセントなどを確認し  
てください。  
Q. 電話の発信・着信ができません。  
A. 情報推進課またはNTT故障係へお問い合わせくだ  
さい。  
1) 町内IP電話の発信ができない場合  
→IP音声告知端末のリセット(電源コードの抜き差  
し)を行ってください。リセットには、約3分かか  
ります。リセットで復旧しない場合は、情報推進課(☎  
32-9261 または 32-9999)へお問い合わせください。  
2) NTTの発信のみできない場合  
→NTT故障係(113 または 0120-444-113)へお問  
い合わせください。状況により修理費などが発生す  
ることがあります。

# 介護保険からのお知らせです

## 今後の介護保険料

平成21年度から、介護サービス費用が改定されました。改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、21年度・22年度については、国が一部を段階的に負担し、被保険者の負担を軽減します。市町村によって、年度ごとに基準額が異なる場合と、3年間分を平準化させる場合があります。

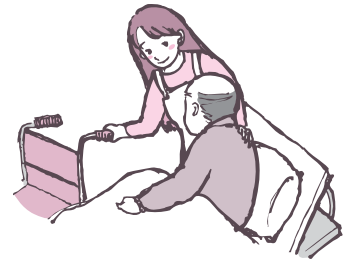


## 介護保険料の納め忘れはありませんか。

65歳以上の人の介護保険料納付は次の2通りになっています。

☆特別徴収：年金から天引きにより納付するもの。

☆普通徴収：納付書で納付するもの（介護保険料の口座振替制度もあります）。



※こんなときは、納付書で納めます（普通徴収になります）。

- ・年度途中で保険料が増額になった場合 → 増額分を納付書で納めます。
  - ・年度途中で65歳になった
  - ・年度途中で老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった
  - ・年度途中で他の市町村から転入した
  - ・保険料が減額になった
  - ・年金が一時差し止めになった
- 原則として、特別徴収の対象者であると把握後、6カ月から1年後に天引きになります。それまでは納付書で納めます。

介護サービスを利用する場合、通常はかかる費用の1割を負担していただきます。

ところが保険料を滞納したまま一定の期間が経過すると、以下のような給付制限を受けることになります。

### ○1年間滞納した場合

介護サービスを受けた際に、かかった費用をいったん全額負担しなければならなくなります（後日申請により費用の9割相当分払い戻しを受けることになります。「償還払い」）。

### ○1年6カ月間滞納した場合

「償還払い」により払い戻される9割相当分の給付額を全部または一部を一時的に差し止めます。その後も保険料の納付がない場合は、差し止めている給付額を滞納保険料に充てる場合もあります。

### ○2年以上滞納した場合

介護保険料の未納期間に応じて、介護サービスの利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の支給を受けられなくなったりします。

**志賀町の介護保険はみなさんの介護保険料で成り立っています。  
保険料の納入について、ご理解をお願いします。**

お問い合わせ先

健康福祉課 介護担当 ☎ 32-9132 町内IP ☎ 8-32-9132

# 子どもを虐待から守ろう

志賀町要保護児童対策地域協議会

11月は、

『児童虐待防止推進月間』

です。

## ▼子どもへの虐待とは

保護者（親または親に代わる養育者）によって子どもに加えられた行為で、次のように分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。虐待は子どもの心身に深刻な影響を与えるため、早期発見、早期対応が大切です。私たち一人ひとりが、子どもの虐待について理解を深め、関心を持ち続けましょう。



<p><b>からだへの虐待（身体的虐待）</b></p> <p>殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。</p>	<p><b>放置・保護の怠慢（ネグレクト）</b></p> <p>家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置することなど。</p>
<p><b>性に関する虐待（性的虐待）</b></p> <p>性的行為の強要、性器や性交を見せるポルノグラフィの被写体にするなど。 見つかりにくいため注意が必要です。</p>	<p><b>こころへの虐待（心理的虐待）</b></p> <p>言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うことなど。</p>

相談機関名	電話番号
志賀町子育て支援課	32-9122 町内   P 8-32-9122
地域子育て支援センター（志賀町乳幼児保育園内）	32-2640 町内   P 8-32-2640
志賀町保健福祉センター	32-0339 町内   P 8-32-0339
羽咋地域センター（羽咋市旭町20）	22-1170
七尾児童相談所（七尾市古府町そ部8）	0767(53)0811

▼一人で悩まないで、身近な相談機関へ相談してください。

あなたの相談にのり、これからどうしたらよいかを一緒に考えます。

▼子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- 2 「しつけのつもり・・・」は言い訳（子どもの立場で判断）
- 3 ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- 4 親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

▼「虐待かな?」「おかしい」と感じたら、迷わず連絡してください。

あなたの一報で救われる子どもがいます。連絡を受けた機関は秘密を固く守ります。

連絡先 志賀町子育て支援課

☎ 32-9122

休日夜間専用の携帯電話

☎ 090-8267-4693

「守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ」（山梨県・柴田満佐子さん）  
平成21年度「児童虐待防止推進月間」標語（最優秀作品）